

令和6年4月1日現在の条文

○予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例

昭和41年12月26日条例第32号

(重要な資産の取得及び処分)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第2条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業又は下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第3条 水道事業及び下水道事業に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円以上のものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

(吹田市公営企業の契約及び財産の取得又は処分の特例に関する条例の廃止)

第2条 吹田市公営企業の契約及び財産の取得又は処分の特例に関する条例（昭和39年吹田市条例第6号）は、廃止する。

(吹田市民病院事業の契約方法の特例に関する条例の廃止)

第3条 吹田市民病院事業の契約方法の特例に関する条例（昭和38年吹田市条例第25号）は、廃止する。

(資産の取得及び処分に関する経過措置)

第4条 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する第1条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により、予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。

附 則（省略）

附 則（令和2年3月31日条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日条例第5号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。